

「情報システム調達に関する組織・人員体制の整備について②」

調査結果

A地公体 情報システム業務の経験者や有資格者等の人材が、当町の周辺地域で見つかるかどうか懸念がある。

B地公体 数年前から毎年、都市部からのUターン希望者を対象に「SE職」の募集を掛けているが、これまでのところ、応募が無くて困っている。

C地公体 情報システムに関するアドバイザーのような役割を担う人材がいたら良いと思うが、実際に、外部人材の募集を掛けたことはない。そもそも当町において外部人材の必要性が認識されておらず、人材確保のための予算化もされていない状況である。

D地公体 当町がこれまでに情報システム専門職の公募を行った際の経験を踏まえると、有望なIT人材を集めるためには、一般行政職員を上回るような給与水準を別途設けるなど給与面を改善する必要がある。

有識者F 特に、小規模の地方公共団体に対しては、人件費に対する補助や優秀な人材を確保するためのサポートが必要である。また、人材の確保が困難な中、官公庁間で連携するなどして、人材や知識を共有できる仕組みを構築することが重要である。

競争政策上の考え方

- 官公庁における情報システムに関する人員体制が十分でないことは、ベンダーロックインが発生する要因の一つとなると考えられるため、国家公務員採用試験の総合職試験（デジタル区分）等の活用も含め、情報システムに関する人員の確保・拡充、専門職化のための必要な制度設計や予算措置など、多様なベンダーの参入が見込まれる情報システムの構築に向けた体制が整備されることが競争政策上望ましい。
- デジタル庁は、先行してIT専門人材を採用しており、その採用ノウハウを有していることから、例えば、これをマニュアル化して官公庁に提供し、各官公庁がより効果的に人材を採用できるよう支援することが望まれる。
- 現状では、IT専門人材採用のための予算枠が十分整備されていないことから、その整備及び確保についても、デジタル庁が主導的に取り組むことが望まれる。

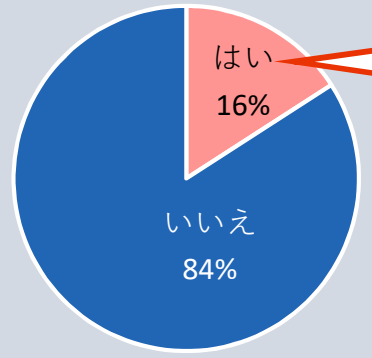
第3 情報システム調達に関する官公庁の組織・人員体制の整備及び研修体制・マニュアル等の整備について
「情報システムに関する官公庁の研修体制・マニュアル等の整備について①」

調査結果

Q.情報システムに係る担当職員に対して実施している情報システム等に関する研修の具体的な内容（図表20抜粋・複数回答可）	回答数	割合
情報セキュリティに関する研修	867	85.7%
一般的なIT知識を習得するための研修	594	58.7%
内閣官房，総務省等の情報システムに関するマニュアル，取組等を学ぶための研修	186	18.4%
貴機関の個々の情報システムの機能の詳細を把握するための研修	175	17.3%
情報システム調達において発生し得るベンダーロックインを防ぐための研修	91	9.0%
プログラミング等の専門的な知識を習得するための研修	74	7.3%
研修を実施していない。	86	8.5%
その他	39	3.9%

自らの個々の情報システムの詳細を把握するための研修やベンダーロックインを防ぐための研修が実施されている割合は必ずしも大きくない。

Q.情報システム調達に関するマニュアル等を制定しているか（図表22・択一回答）



「はい」と回答した官公庁の39.4%が、マニュアル等において「その他ベンダーロックイン防止のための取組」に関する事項を定めたと回答した。

第3 情報システム調達に関する官公庁の組織・人員体制の整備及び研修体制・マニュアル等の整備について ≪情報システムに関する官公庁の研修体制・マニュアル等の整備について②≫

調査結果

A地公体 当町の担当職員は、通常の人事ローテーションの一環として情報システム担当に配属されるだけであり、特に担当職員としての育成の指針も無いので、情報システムに詳しい内部職員が育たない。

B地公体 町単位だと情報システム担当者が少数なので、研修を実施することは物理的に難しい。広域で、例えば県などが主催して研修を行ってもらえるとよいと思う。

C地公体 J-LIS主催の研修に参加することもあるが、場所が他県だと、出張費も出ないので、なかなか参加しにくいのが現状である。

D地公体 コンサルティング事業者から、発注支援業務の一環として、情報システムの調達・開発・運用の各段階におけるマニュアル（基準書）の提出を受けている。調達プロセス基準書の中には、ベンダーロックイン防止のための取組に関する内容も含まれている。

有識者E 官公庁における個々の発注担当者の能力向上のための取組は、個々の官公庁の努力だけでは到底できるものではないため、デジタル庁や総務省が中心となって推進していく必要がある。

競争政策上の考え方

- 研修体制やマニュアル等の整備により、多様なベンダーの参入が見込まれる情報システムの構築に向けた体制が整備されることが競争政策上望ましい。
- 官公庁は、ベンダーロックインの防止や自身の情報システムの詳細を把握するための研修を行ったり、ベンダーロックイン防止のための取組や、担当職員間の引継ぎについてもマニュアル等に盛り込むことで、情報システムに関する情報や知見を組織全体で共有し当該問題に取り組むことが望まれる。
- 特に、小規模な地方公共団体における情報システムの担当者が少数であったり、十分な予算が確保されていない場合には、単独の官公庁のみで、研修体制やマニュアル等の整備といった取組を十分にできない場合があると考えられる。そこで、国全体としてベンダーロックインの防止に取り組んでいくためには、デジタル庁、総務省、都道府県において、例えば、国又は複数の市区町村とともに、研修等の取組を支援するとともに、都道府県と市区町村との間で情報を共有することができる体制を支援するなど、官公庁の体制整備の促進・サポートを図ることが望まれる。
- 必要に応じて、コンサルティング事業者のような民間事業者も活用しながら研修体制やマニュアル等の整備を実施することも考えられる。

第4 情報システム調達におけるベンダー等の行為について

«①仕様書の作成に際し、自社又は特定社のみが対応できる機能を盛り込むことについて»

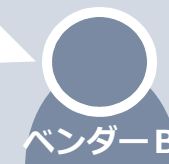
調査結果

官公庁に対し、情報システムの仕様書の作成に関し、ベンダーから、自社又は特定社のみが対応できる機能を盛り込んだ仕様書の作成を要求又は提示されたことがあるかについて質問したところ、「はい」と回答したのは、39機関（3.9%）（有効回答数1,009）であった。



複数事業者が参入できるような仕様書を作成しているが、ある案件では、誤って特定の事業者のみが対応可能な仕様を採用してしまい、結局、当該事業者が本案件を受注することとなってしまった。

一般的に、ベンダーの営業担当者としては、仕様書の意見招請等の際に、様々な手段で自社の独自仕様を仕様書に仕込ませようとするインセンティブを有している。



独占禁止法上の考え方

- 官公庁の情報システム調達において、ベンダーが、発注担当者が仕様に精通していないことに付け込み不正確な情報を提供するなどして自社のみが対応できる仕様書による入札を実現し、自社の仕様を盛り込むことにより、他のベンダーの入札参加を困難にさせ、官公庁の入札方針に反する入札をさせている場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占等）。
- ベンダーとしては、官公庁への提案に際し、自社独自の製品であるか汎用品であるかを明示すること、官公庁からの要求による仕様書の作成や修正、入札方式の決定などについて、虚偽の説明などの不当な働きかけをしないこと、発注担当者が情報システムに精通していないことに付け込んで、自社のみが対応できる仕様とならないことなどに留意すべき。
- 官公庁としては、ベンダーとの情報の非対称性を減らすために内部で情報システムに係る知見を蓄積しておくとともに、競争的な発注を行うという旨の自身の調達方針を明確化し対外的に示すことにより、ベンダーに対しこれを認識させることが、官公庁の方針に反する入札の防止につながる。

第4 情報システム調達におけるベンダー等の行為について

「②合理的理由の無い、仕様の開示の拒否、データの引継ぎの拒否等について」

調査結果

官公庁に対し、既存ベンダーから、合理的な理由無く、既存システムの仕様の公開の拒否、データの引継ぎの拒否又は他の情報システムとの接続の拒否をされたことがあるかを質問したところ、「はい」と回答したのは、21機関（2.1%）（有効回答数1,009）であった。



公共施設予約システムを更新する際に、既存ベンダーからデータの移行費用として5000万円を請求され、データ移行を依頼することを断念した。

当社の情報システムから他の情報システムへのデータ移行に際して、あらかじめデータ抽出費用を応札価格に含めているため、当社が官公庁に対して当該費用を追加で請求することはない。



独占禁止法上の考え方

- 既存ベンダーが、官公庁等に対し、合理的な理由が無いにもかかわらず、他のベンダーに対して仕様の開示を拒否すること、他の情報システムとの接続を拒否すること、又は既存システムから新システムへのデータ移行を拒否すること（事実上拒否するのと同視し得る程度に高額なデータ移行のための費用を請求する場合を含む。）などにより、他のベンダーが、官公庁の情報システムに関する入札に参加することや受注することができないようにさせる場合などには、独占禁止法上問題となるおそれがある（取引妨害）。
- デジタル庁が、仕様書・契約書のひな形等を作成し、統一的に周知するほか、官公庁の調達時の判断に当たっての相談窓口を設けるなどの対応を取ることが望まれる。
- ベンダーとしては、コスト負担の金額については、その内訳や理由について、官公庁側に十分説明すること、開示や接続等を拒否する場合には、その理由を十分に官公庁側に説明し対応を協議することなどが考えられる。

第4 情報システム調達におけるベンダー等の行為について

«③既存ベンダーからの、別々の物品・役務を一括発注することなどの要求について»

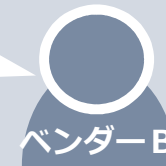
調査結果

官公庁に対し、既存ベンダーから、既存システムの運営での不利益を示唆されることなどにより、①他の情報システムの調達について、他のベンダーに委託しないように要求されたり、②別々の物品・役務も一括発注するように要求されたことがあるかを質問したところ、①については、「はい」と回答したのは、8機関（0.8%）（有効回答数1,009）、②については、「はい」と回答したのは、26機関（2.6%）（有効回答数1,009）であった。



ベンダーから「動作確認が取れていないハードウェアだと情報システムの安定稼働の保証対象外である」と言われ、当該ハードウェアを購入せざるを得なかった。

物品と役務をまとめて調達するのではなく、別々に発注してくれば入札に参加できるのにと感じることがある。



独占禁止法上の考え方

- 既存ベンダーが、官公庁に対して、既存システムの運営等での不利益を示唆するなどにより、その後の情報システム調達について他のベンダーに委託しないよう要求すること、また、虚偽の説明をするなどして別々の物品・役務と一緒に委託させること（一括発注させること）により、自社との取引を強要し、他のベンダーに委託できないようにする場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（排他条件付取引、抱き合わせ販売等）。
- どのような内容・方法の働きかけであれば、問題となり得るかについては、例えば、特定の物品の購入の指定の際に、本来であれば、セット購入である必要がないにもかかわらず、発注担当者が情報システムに精通していないことに付け込むなどのぎまん行為があるか否かなどが考慮されると考えられる。
- 官公庁は、当該システムの内容について官公庁においても十分に把握しておくこと、既存ベンダーとの契約途中で不利益を実施されないよう、そのような行為を禁止する旨や、費用や保守内容などの契約条件についてあらかじめ契約に明確に記しておくことなどに留意する必要があると考えられる。

◀④安値応札について▶

調査結果

官公庁に対し、自らの情報システム調達案件において、ベンダーが予定価格を大きく下回るような安値応札を行った事例があるかを質問したところ、「はい」と回答したのは、35機関（3.5%）（有効回答数1,009）であった。



ベンダーは、例えば、情報システム構築業務の発注において、その後の保守業務で利益を確保することを想定して、安値応札を行う場合がある。官公庁は、保守業務等の後継業務がセットで委託されることが無いことを明確に示しておけば、情報システム構築業務案件において、ベンダーは、適正な価格で応札すると考えられる。



1円入札のようなあからさまなものは減ってきているが、当社と同じような単価であると想定される他のベンダーが、当社の10分の1の金額で入札している場合はある。当然、当社としても値引きをすることがあるが、合理的な値引き幅を設定することが当社のルールとなっている。

独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- 官公庁における情報システム調達に際し、ベンダーが、当該調達に対して、供給に要する費用を著しく下回る（入札）価格で繰り返し受注することにより、他のベンダーが受注の機会を得られなくなるなど、他のベンダーの事業活動を困難にさせるおそれが生じる場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある（不当廉売）。
- 後継業務や類似の発注において、技術面、コスト面等で有利になるという情報システム調達の特殊性を考慮し、後継業務が想定される情報システム調達案件において、安値応札により受注したベンダーが、後継業務を随意契約で発注することを働きかけ、その結果、官公庁が適切な発注方法を採用せず、当該ベンダーに対して随意契約等により後継業務を発注することとなった場合には、ベンダーロックインと同様の効果が発生することとなり、競争政策上望ましくない。
- 官公庁は、入札を行う際に、関連する業務であっても、当該発注に含まれないものは別途の入札等に付すことを明確化するよう努めるとともに、価格と並行してベンダーの技術力等を十分に評価できるような調達方式を実施していくことが競争政策上望ましい。